



医療費通知はお支払いや給付金等が発生するものではありません。
ご自身の健康管理と医療に関心を高めていただくとともに、受診状況や費用等の確認にお役立てください。



所得税等申告（医療費控除）に係るお問い合わせは税務署へ！

詳細は、最寄りの税務署へお問合せいただくか
国税庁のホームページをご覧ください。

① 医療費通知について

医療費通知は、後期高齢者医療制度を利用した医療費等のお知らせです。

医療費通知は、医療機関等からの診療報酬明細書（請求書）に基づいて記載しています。

医療機関等からの請求書について、審査・支払を委託する第三者機関への提出が遅延したり、請求内容を第三者機関で審査中である場合などには、医療費通知に反映されない場合があります。

② 医療費控除の申告手続きに使用できます

お送りする医療費通知は、所得税確定申告の医療費控除の医療費明細書として使用できます。



医療費控除の対象となる支出で、医療費通知に記載がない場合は、領収書を基に「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付してください。この場合、未記載の診療等に係る領収書は、確定申告期限から5年間保存する必要があります。

医療費通知に記載している自己負担額相当額と実際にご自身が負担された額が異なる場合（市町村が実施する医療費助成、療養費又は高額療養費がある場合など）は、医療費通知に記載された額から助成額を差し引くなど、ご自身で金額を訂正の上、申告していただく必要があります。

令和7年11月及び12月診療分の医療費通知については、令和9年1月下旬に、令和8年1月～10月診療分と併せてお送りする予定です。

確定申告期間中に医療費控除の申告をされる場合は、令和7年11月及び12月診療分については、領収書等を基に申告していただきますようお願いいたします。

③ 医療費通知の再発行

紛失等により再発行を希望される場合は、広域連合へご連絡ください。

また、医療費通知は今年度の通知を含め5年分（令和3年1月～令和7年10月診療分）再発行が可能です。

医療費通知の見方

記載例	受診年月	医療機関等 名称	診療 区分	日数	費用額	広域連合・国等 が負担した額	自己負担 相当額	食事療養・生活療養		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧回数	⑨費用額	⑩自己負担額
	□年×月	○×病院	医科外来	1	1,230	1,107	123			
	□年×月	○×病院	医科入院	2	12,340	11,106	1,234	2	1,234	320

①医療機関等で診療等を受けた年月

②診療等を受けた医療機関等の名称

対象の期間に新設、移転又は名称変更された医療機関や、長野県外に所在する医療機関については都道府県名のみが記載されています。また、はり・きゅう・あん摩マッサージ・接骨院・整骨院等については、医療機関名ではなく施術師氏名が記載される場合があります。医療機関名が長い場合は、名称の一部が記載されています。

③医科外来・医科入院・歯科外来・歯科入院・調剤・訪問看護・柔整（柔道整復師による施術）・鍼灸・マッサージの区分

④通院・入院等の日数

電話等により治療上の意見を求めたものが含まれている場合があります。また、薬局の場合は、薬を調剤された回数が記載されています。

⑤その月における医療費の総額

ただし、「費用額」には、次の医療保険外費用を含みません。

- (1) 薬の容器代 (2) 往診時の車代 (3) 健康診断料 (4) 診断書料
(5) 入院時室料差額 (6) 歯科保険外診療 等

⑥広域連合が負担した額及び国等が負担した額

ただし、市町村が実施する医療費助成（福祉医療費）等は含みません。

⑦「費用額」から、「広域連合・国等が負担した額」を差し引いた額

額は1円単位で表示されますが、実際に医療機関等の窓口等で支払う額は、10円未満を四捨五入した額となります。（1円単位で表示されている額を申告手続きに使用しても差し支えありません。）入院又は高額な外来診療を受ける際に、減額認定証等を提示したことにより、窓口負担が軽減された場合は、窓口で支払われた額が表示されています。また、高額療養費及び自治体による医療費助成を受けている場合や、り災等により減免された場合などにおいては、実際に窓口で支払った金額と異なる場合があります。

⑧⑨⑩その月における入院中に食事・生活療養費を受けた合計の回数、費用額、自己負担相当額（標準負担額）

長野県後期高齢者医療広域連合

〒380-0935

長野県長野市大字中御所79-5 N O S A I 長野会館2階

電話 026(229)5320 FAX 026(228)1850